

大阪府万博接遇推進本部会議設置要綱

(目的)

第1条 2025年日本国際博覧会（「大阪・関西万博」という。）の開催に伴い、国内外から来阪する多数の万博賓客等（皇室を含む。）に対する丁寧で心のこもった接遇業務を、全庁を挙げて部局横断的に推進していくための連絡調整の場として、大阪府万博接遇推進本部会議（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

(部会の設置)

第3条 大阪・関西万博の開催に伴う皇室のお出ましに関する事務を円滑に処理するため、本部に、皇室接遇部会（以下「部会」という。）を設置し、班を置く。

(職員)

第4条 本部長は、知事をもって充てる。

- 2 副本部長は、副知事及び儀典長をもって充てる。
- 3 本部員、部会員、部会付及び代理の者は、別表（1）に掲げる者をもって充てる。
- 4 班長は別表（2）に掲げる者をもって充てる。
- 5 班員は、班長の職にある者の所属する室・課等の職員及び本部長が指名する職員をもって充てる。

(本部長等の職務)

第5条 本部長は、本部及び部会の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員及び部会員は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 部会付は、本部長が特に命ずる事項を掌理する。
- 5 班長は、部会員の命を受け、班の事務を掌理する。
- 6 班員は、班長の命を受け、班の事務に従事する。

(分掌事務)

第6条 班の分掌事務は、別表（2）に定める。

(本部の事務局)

第7条 本部の事務局は、政策企画部大阪儀典室に置く。

(会議の公表)

第8条 本部で開催する会議は、原則として公表するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会議を公表することにより、府の機関若しくは国等の機関が行う事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に

著しい支障を及ぼすおそれがある等の理由により、本部長が必要と認めるときは、会議を非公開とすることができます。

(雑 則)

第9条 各本部員は、所掌事務につき宮内庁その他関係機関と協議を要するときは、政策企画部長を通じて行うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、万博賓客の接遇に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年12月20日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

この要綱は、第1条の目的を達成した年度末をもって効力を失う。